

別記第2

勧告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

管理職手当および扶養手当については、人事院が国家公務員の俸給の特別調整額および扶養手当について行った勧告に準じて改定すること。

2 改定の実施時期等

この改定は、平成19年4月1日から実施すること。また、これに伴い、国家公務員に対してとられる措置に準じて、所要の経過措置を講ずること。